

# 令和8年度 秋田県介護職員等によるたん吸引等研修

## 第三号研修 開催要領

### 1 研修の目的

平成24年度から施行された介護職員等によるたん吸引及び経管栄養（以下「たん吸引等」という。）の実施の制度化により、秋田県内の居宅系サービス事業所等において、たん吸引等を必要とする特定の者（特定の個人）に対して、医師、看護師の連携の下により安全に実施するため、たん吸引等を適切に行うことができる介護職員等を養成します。

### 2 研修実施機関

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

### 3 受講対象者 （1）から（7）の要件を全て満たす者

（1）秋田県内の下記表の施設・事業所等に所属し、特定の者に対し、たん吸引等の行為を行う必要のある者で、その特定の者を対象にたん吸引等を行うことが可能な事業所に勤務する介護職員等であること。

分野	事業所形態	事業種別
高齢者	在宅系サービス	・訪問介護事業所 ・通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所
障害者	入所施設等	・障害者支援施設 ・障害福祉サービス事業所 ・障害児施設（医療機関を除く）
	在宅系サービス	・居宅介護事業所 ・重度訪問介護事業所
	特別支援学校	

特定の者とは（喀痰吸引業務の施行等に係る国 Q&A より抜粋）

・特定の者の研修事業は ALS 等の重度障害者について、利用者とのコミュニケーションなど、利用者介護職員等との個別の関係性が重視されるケースについて対応するものである。以下に限定されるものではないが、具体的な障害等を例示するとすれば以下のような障害等が考えられる。

〈障害名等の例〉・筋萎縮性側索硬化症（ALS）又はこれに類似する神経・筋疾患、筋ジストロフィー、高位頸髄損傷、遷延性意識障害・重症心身障害等  
なお、上記のような対象者であって、対象者も限定される場合は、障害者支援施設においても「特定の者」研修を選択しうる。

- (2) 現在勤務している事業所が「登録特定行為事業者」であること。又は、受講者が研修修了後、秋田県から「認定特定行為業務従事者」としての認定を受けるとともに、事業所等は要件「**特定別紙 1**」を満たし「登録特定行為事業者」の登録を行えること。
- (3) 現在勤務している事業所等において、たん吸引等医行為を必要とする特定の利用者がおり、かつ、その利用者から、実地研修の同意が得られること、もしくは特定の利用者の受入及びサービス提供が見込まれること。
- (4) 医師、看護師等の医療関係者との連携が確保されており、かつ主治医等から実地研修の承認（指示）が得られること。
- (5) 実地研修指導者となる看護師から、実地研修指導の承諾を得ることができること。
- (6) 受講者は、所属事業所等が推薦をする者であること。
- (7) 受講者は、全日程の出席が可能であり、かつ、意欲を持って、研修に参加できる者であること。**※欠席の場合、補講は行いません。**

#### 4 募集人員 30名

- #### 5 開催日程      **※詳細は受講決定時にお知らせします。**
- 令和8年7月14日（火） 9：45～16：30（受付9：30～）  
令和8年7月15日（水） 9：00～16：30

- #### 6 研修会場
- 秋田県中央地区老人福祉総合エリア（中央シルバーエリア） 多目的ホール  
秋田市御所野下堤5丁目1-1

- #### 7 研修の内容
- (1) 基本研修（10時間）
    - 講義：8時間
    - 演習：2時間たん吸引等を実施するために必要な基礎知識について、講義及び演習で学びます。
  - (2) 筆記試験（20問、30分、四肢択一）
    - 講義、演習終了後、修得を確認するため筆記試験を行います。
    - 正解が9割に満たない場合は不合格となり、実地研修に進むことはできません。
    - ただし、7割以上9割未満の者に対して、再試験を1回のみ実施します。

### (3) 実地研修

基本研修を全て受講し、筆記試験に合格後、対象となる利用者の居宅や施設において必要な行為（下記表のうち）について、指導看護師から実習指導・評価を受けます。

指導看護師は3段階で評価を行い、全ての項目で2回連続「手順どおりに実施できる」ことが確認された場合に終了し、県社協に評価票等の書類を提出していただきます。その後、試験判定部会で修了可否を判定します。

実地研修行為	
①	口腔内のたん吸引
②	鼻腔内のたん吸引
③	気管カニューレ内のたん吸引
④	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
⑤	経鼻経管栄養

※実地研修の日程は各事業所等で調整していただきます。

## 8 費用

受講料は30,000円（税込み）です。

※実地研修賠償責任保険利用者2名分（初回申込時）含まれています。

※認定後、実地研修を実施する場合、新たに賠償責任保険等の実費負担が発生します。

受講決定後に支払方法をお知らせします。

テキストは、各自で準備してください。

書名	価格（税込）
第三号研修（特定の者対象）のための喀痰吸引等研修テキスト （介護職員等による喀痰吸引等のテキスト等の作成に係る調査研究編纂委員会 編集（中央法規出版 2020.2 発行）	3,080円

## 9 受講申込

### (1) 提出書類

書類名	様式	備考
受講申込書（特定の者対象）	特定様式1	
利用者情報	特定様式2	利用者がいない場合は不要
受講者の資格証明書	写し	A4版に縮小
封筒 2通	◇長形3号（120mm×235mm） ◇事業所名・住所・受講者名を明記 ◇110円切手貼付	受講決定通知用 筆記試験合否通知用

※様式はホームページからダウンロードできます。

秋田県社会福祉協議会ホームページ → 研修情報【たん吸引】 → 特定（第三号研修）  
→ 1 開催要領

(2) 募集期間

令和8年6月1日（月）～6月19日（金） 17時必着

(3) 申込先・問合せ先

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会

福祉人材支援部 介護職員等によるたん吸引等研修事業担当

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5

TEL 018-824-2444 / FAX 018-864-2840

## 10 留意事項

(1) 指導看護師への依頼

実地研修の指導看護師を確保した上で、研修を申してください。

※指導看護師は、秋田県介護職員等によるたん吸引等研修特定（第三号研修）指導者養成講習を受講し、修了していることが条件となります。

(2) 申込人数

1事業所から複数の受講者の申込をする場合は、受講者の優先順位を付けてください。

(3) 受講の決定について

定員を超えた場合は、利用者の有無や状況等を勘案し決定します。

受講の決定については、**令和8年6月中旬**に通知します。

(4) 実地研修の実施

基本研修（講義・演習）を受講し筆記試験合格後、指導看護師所属事業所と研修開始時期について確認し、本会へ必要書類を提出してください。本会で内容を確認し、損害賠償保険加入手続きをします。

(5) 過去に基本研修を修了した方で**実地研修のみを希望する場合**

実地研修の開始に当たって必要書類を本会宛、郵送してください。

※実地研修賠償責任保険料（利用者人数分）と判定料が必要となります。

本会へ送付された必要書類を確認後、保険料の支払方法についてお知らせします。

訪問看護ステーション等へ実地研修の依頼をする場合、指導料は事業所負担となります。

書類名	様式	備考
実地研修関連書類	特定様式4～10	訪問看護ステーションへの依頼は特定様式9を参考

※様式は、ホームページからダウンロードできます。

秋田県社会福祉協議会ホームページ →研修情報【たん吸引】

→特定（第三号研修）→ 1 開催要領、2 実地研修関連書類について